

毎週火・金曜日発行（但休日に当り、又は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 行政書士法施行細則の一部改正  
鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止  
生活保護法の規定による医療機関の指定  
土地配分計画の作成  
鳥取県立農業協同組合講習所規程の廃止  
鹿野町及び大山町と県との間の公平委員会の事務委託
- ◇教委告示 昭和三十六年度県立高等学校専攻科生徒募集
- ◇公安告示 古物営業法の規定による聴聞会の開催  
鳥取県電気局組織規程の一部改正
- ◇電気規程 鳥取県電気局に勤務する職員職の設置に  
関する規程の一部改正  
鳥取県営電気事業財務規程の一部改正
- ◇電気訓令 鳥取県電気局公印規程の一部改正  
鳥取県電気局被服貸与規程の一部改正
- ◇公告 鳥取県春米発電建設事務所処務規程の廃止  
昭和三十六年二級建築士試験実施要領

## 規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十四号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 報酬額表

種 別	単 位	報 酬 額
文書を要しないもの (一) 毎葉書きこむもの (二) 複写によるもの	一枚につき 基本部数一枚につき 二部目から一枚につき	五〇〇円以内 三〇〇円以内
文書を要するもの (一) 毎葉書きこむもの (二) 複写によるもの	一枚につき 基本部数一枚につき 二部目から一枚につき	八〇〇円以内 四〇〇円以内

全文案を要するもの ① 毎葉書きこむもの ② 複写によるもの	一枚につき 基本部数一枚につき 二部目から一枚につき	一〇〇〇円以内 五〇〇円以内
戸籍関係届書 ① 婚姻又は離婚に関 するもの ② その他のもの	一枚につき 一枚につき	七〇円以内 六〇円以内
④ 函面 ① 複雑、細密で特に 技能を要するもの ② 見取図、縮尺図等 略図等簡単なもの	一面につき 一面につき	三〇〇円以内 二〇〇円以内
書簡類 ① 一般書信 ② 郵便はがき	一枚につき 一枚につき	七〇〇円以内 四〇〇円以内
履歴書 ① 毛筆書のもの ② ペン書のもの	一枚につき 一枚につき	八〇〇円以内 七〇〇円以内

備考  
一 書類又は函面の複雑細密で特に文案又は技能、時間  
を要するものは、あらかじめ依頼者の承諾を得て、前  
記報酬額の十割以内を加算することができる。  
二 この報酬額の中には、用紙の代金を含むものとする。

ただし、書簡類を除く。

三 業務に関連して特に経費を要するときは、あらかじ  
め依頼者の承諾を得て実費及び日当（出張を要する場  
合に限る。）を請求することができる。

附 則

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則  
第一号）の一部を次のように改正する。

別表一中第九十五号を第九十八号とし、第四百四  
十九号から第九十四号までを三号ずつ繰り下げ、第四百  
十八号の次に次の三号を加える。

百四十九 標準鶏認定申請手数料 一羽につき 五円  
百五十 ぶ化業者登録申請手数料 千円  
百五十一 ぶ化場確認申請手数料 千円

附 則

1 この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。  
2 鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則  
第三十八号）の一部を次のように改正する。  
別表第一第二号中④を次のように改める。

④ 削 除

名 称	所 在 地	診療科名
野島療院	倉吉市瀬崎町二七一四の一	眼科、外科
涌谷病院	東岩倉町	内科、小児科

廃 止 理 由

開設者変更のため 昭和三十五年十二月二十二日  
昭和三十六年一月三十一日

廃 止 年 月 日

昭和三十六年三月三十一日

告 示

鳥取県告示第八十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十  
一號）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次  
のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定に  
より告示する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十  
九条の規定による医療機関を次のように指定したので、  
同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十

二条の規定により告示する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和三十五年十二月二十二日	野島療院	倉吉市瀬崎町二七一四の一	眼科、外科、内科、小児科、耳鼻咽喉科、放射線科	野島鉄之助
昭和三十六年二月一日	垣田病院	〃 東岩倉町	内科	垣田堅二郎
〃 二月二十三日	安達医院	日野郡日野町黒坂一二四五の二	内科、小児科、放射線科	安達厚

鳥取告示第百八十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年三月三十一日 鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地		増反		団体		備考
		市	町村	予 定 売 渡 口 数	予 定 積 反	予 定 売 渡 口 数	予 定 積 反	
土地	旧鳥取	鳥取	立川五	〃	〃	〃	〃	
〃	旧鳥取連縁	鳥取	大杙、奥谷、宮ノ下	〃	〃	〃	〃	
〃	鳥取市（稲葉中ノ郷）	鳥取	岩倉、奥谷	〃	〃	〃	〃	
〃	鳥取市（浜坂）	〃	百谷、円護寺、浜坂	〃	〃	〃	〃	

区分	地区名	所在地		増反		団体		備考
		市	町村	予 定 売 渡 口 数	予 定 積 反	予 定 売 渡 口 数	予 定 積 反	
〃	神戸村	〃	岩坪	〃	〃	〃	〃	農道、溜池、100
〃	大和村	〃	玉津	〃	〃	〃	〃	
〃	美穂村	〃	朝月、下味野	〃	〃	〃	〃	
〃	末恒村	〃	三津	〃	〃	〃	〃	
〃	津ノ井村	岩美	津ノ井	〃	〃	〃	〃	農道、採草地、3000増
〃	宇倍野村	〃	国府	〃	〃	〃	〃	
〃	大茅村	〃	拾石、楠城	〃	〃	〃	〃	
〃	小田村	〃	池谷ほか三	〃	〃	〃	〃	
〃	浦富町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	隼村	八頭	船岡	〃	〃	〃	〃	
〃	船岡村	〃	船岡	〃	〃	〃	〃	
〃	国英村	〃	河原	〃	〃	〃	〃	
〃	八頭西郷村	〃	山手	〃	〃	〃	〃	
〃	池田村	〃	牛戸	〃	〃	〃	〃	
〃	日置村	〃	若桜	〃	〃	〃	〃	
〃	西郷村	〃	早牛	〃	〃	〃	〃	
〃	上井町	〃	余戸	〃	〃	〃	〃	
〃	倉吉町	〃	上井、海田、福庭、溝谷	〃	〃	〃	〃	
〃	小鴨村	〃	大宮	〃	〃	〃	〃	



賀野村	〃	会見	鶴田	二	二,五〇〇	農地となるべき土地	二,五〇〇
大熊山	〃	日野	日南	一	八,八〇〇	道路	六,〇〇〇
大山(富長原)	〃	西伯	名和	一	一六,六三三	農道	一六,六三三
〃(角盤)	〃	〃	大山	一	四,八五〇	〃	四,八五〇
〃(泉ヶ原)	〃	〃	伯仙	一	八,五〇〇	〃	八,五〇〇
〃(八郷)	〃	〃	岸本	一	一五,八七〇	〃	一五,八七〇
〃(岩立)	〃	日野	溝口	一	三,七〇〇	〃	三,七〇〇
〃(日光)	〃	〃	〃	一	二,五〇〇	〃	二,五〇〇
〃(丸山)	〃	西伯	岸本	一	九,八二六	〃	九,八二六
計	六七七地区(工区)						
					三〇,〇〇〇	農地となるべき土地(増)	二九,五〇〇
					二四六,一三三	採草地(増)	八,〇〇〇
						農道(増)	三,〇〇〇
						水路(増)	一〇,〇〇〇
						増(増)	二,五〇〇
						増(増)	二,五〇〇

この公示に係る土地配分計画の内容は、土地の所在する市町村農業委員会又は鳥取県農地開拓課において縦覧に供する。

鳥取県告示第百八十五号

鳥取県立農業協同組合講習所規程(昭和二十四年十二月鳥取県告示第百八十四号)は、昭和三十六年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十六年三月三十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十六号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項の規定に基づき鹿野町及び大山町の公平委員会の事務を、次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鹿野町と鳥取県との間の公平委員会の事務  
の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項の規定に基づき、鹿野町(以下「甲」という。)は、同法第八條第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十六年四月一日から施行する。

大山町と鳥取県との間の公平委員会の事務  
の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項の規定に基づき、大山町(以下「甲」という。)は、同法第八條第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十六年四月一日から施行する。

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十四号

昭和三十六年度県立高等学校専攻科生徒を次のとおり募集する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

昭和三十六年度県立高等学校専攻科生徒募集要項  
一 募集学校及び募集定員

高等学校名	課程	所在地	募集定員
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川五丁目一〇番地	約五〇人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市堺町二丁目二〇番地	約五〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町三〇七番地	約五〇人

#### 二 出願資格

- 1 高等学校の通常課程及び定時制課程を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則第六十九条の各号の一に該当する者

#### 三 出願手続

- 1 入学志願者は、第四項に定める出願期間内に次に掲げる書類を各募集高等学校に提出しなければならない。

イ 志願者は、入学志願書（教育委員会所定の用紙による。）に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料として三百円の鳥取県収入証紙をはり（消印をしてはならない。）提出しなければならない。

ロ 出身学校長の発行する調査書（大学受検用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

- 2 高等学校長は、前号の願書を受理したときは、志願者に受検証を交付するものとする。

- 3 入学願書は、各募集高等学校から交付を受けるも

#### 四 出願期間

- 1 昭和三十六年四月三日（月）から四月八日（土）までとし、毎日午前九時から午後五時までとする。ただし、土曜日は午前十二時までとする。
- 2 郵送の出願書類は、四月八日の消印のあるものは有効とする。

#### 五 入学の選考及び許可者の発表

- 1 入学選考の期日は、昭和三十六年四月十日（月）とする。
- 2 入学選考は、学校長が出願者の提出書類を審査して可否を決定する。ただし、入学志願者が入学定員を超過する場合には、選考試験を実施することがある。
- 3 選考試験を行なう場合は、次の要領による。

イ 期日 昭和三十六年四月十日（月）午前九時三十分から

ロ 場所 受検者の志望高等学校

#### ハ 試験科目 国語、数学、英語

- 4 入学許可者の発表は、昭和三十六年四月十二日とし、各高等学校に掲示するほか、許可者あて通知するものとする。

#### 六 出願等に関する質疑

募集及び出願に関する質疑については、志望高等学校あて照会すること。

#### 七 参考事項

- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別の事項を教授し、研究を指導することを目標として実施するものであり、実施教科は次の五教科とする。  
国語、数学、外国語、理科、社会
- 2 専攻科の修業年限は一年とし、学期は前期（四月～九月）、後期（十月～三月）の二期とする。
- 3 専攻科生徒の学習評価、単位認定並びに修了等の措置については、高等学校の通常課程の取扱に準ずるものとする。
- 4 専攻科の授業料は、次のとおりとする。

イ 授業料の年額は一万円とする。  
ロ 前号の授業料は、次の区分により分納しなければならぬ。

区分	納付額	納付時期	摘要
第一期	五千円	四月三十日まで	ただし、納付期限以後に入学者は、転学又は復学した者については、その事実の生じた日の属する月の末日とする。
第二期	五千円	九月十日まで	

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第三号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

- (1) 本籍 鳥取市藪片原町  
元住所 右同

- (2) 本籍 八頭郡八東町字日下部八〇七  
元住所 鳥取市藪片原町  
小谷 芳雄

- (3) 本籍 鳥取市曇山  
元住所 右同  
木 原定光

- (4) 本籍 鳥取市吉方町一二四  
元住所 右同  
米村 幸喜

- (5) 本籍 鳥根県仁多郡横田町中村一、三六〇  
元住所 鳥取市川端二丁目  
田 中信男

- (6) 本籍 鳥取市本町二丁目六一  
元住所 右同  
伊藤 マス枝

- (7) 本籍 八頭郡佐治村字古市二三四  
元住所 右同  
岡田 万蔵

- (8) 本籍 八頭郡智頭町字中原  
元住所 八頭郡智頭町字智頭  
徳山 正道

- (9) 本籍 気高郡鹿野町字鷲峰七四三  
元住所 気高郡気高町字下原四七の二  
中 沢 き さ

- (10) 本籍 東伯郡三朝町字下西谷一九六  
元住所 倉吉市巖城一二三の一三  
矢 田 岩 吉

- (11) 本籍 倉吉市鍛冶町一丁目二、七九五  
元住所 右同  
西 田 久 美

- (12) 本籍 岡山県勝田郡広野村字田熊二、二九八  
元住所 倉吉市西町二、六九六  
広 賀 健之介

- (13) 本籍 倉吉市河原町一、八七四  
元住所 倉吉市越中町二、一五四  
広 野 清太郎

- (14) 本籍 松江市朝酌町九三八  
元住所 米子市花園町六の二  
竺原 仁良

- 二 聴聞の期日  
昭和三十六年四月十二日午後一時から  
松 浦 永

- 三 聴聞の場所  
鳥取市西町 鳥取県警察本部

### 電気局規程

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管電事業管理規程第一号

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局組織規程（昭和三十三年七月鳥取県管電事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中

「鳥取県春米発電建設事務所 八頭郡若桜町」を削る。  
第九条の二を削る。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条第一項中「及び建設事務所」及び「建設事務所の課に課長、工区に工区長を」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

附 則

この規程は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改める規程をここに公布する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県営電気事業管理規程第二号

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程

(昭和三十二年七月鳥取県営電気事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号2中

「(三)課長 四工区長」を削る。

附 則

この規程は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県営電気事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県営電気事業管理規程第三号

鳥取県営電気事業財務規程の一部を改正する規程

鳥取県営電気事業財務規程(昭和三十二年九月鳥取県営電気事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中

「及び鳥取県春米発電建設事務所(以下「建設事務所」という。)の庶務課長」を削る。

第十条中

「、発電所及び建設事務所(以下「事業所」という。)」を「及び事業所」に改める。

附 則

この規程は、昭和三十六年四月一日から施行する。

電気局訓令

鳥取県営電気事業訓令第一号

局 本 庁 一 般  
各 事 業 所

鳥取県電気局公印規程(昭和三十二年七月鳥取県営電気事業訓令第一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中

「春米発電建設事務所 企業出納員印」(イ) 方一八 春米発電建設事務所企業出納員」を削り、同表のひな形欄中(イ)を削り、(ロ)を(イ)とし、(ハ)を(ロ)とし、以下二ずつ繰り上げる。同表のひな形中

何 電 建 設 事 務 所 長 印	及 び	鳥 取 県 春 米 発 電 建 設 事 務 所 企 業 出 納 員 印
-------------------	-----	-------------------------------------

り、(ロ)を(イ)とし、(ハ)を(ロ)とし、以下二ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県営電気事業訓令第二号

局 本 庁 一 般  
各 事 業 所

鳥取県電気局被服貸与規程(昭和三十二年九月鳥取県営電気事業訓令第七号)の一部を次のように改正する。

昭和三十六年三月三十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

第一条中  
「発電所及び建設事務所に勤務する職員」を「発電所に勤務する職員並びに発電所の建設及びその調査作業に従事する職員」に改める。

別表の「貸与を受けることのできる職員」欄中  
「建設事務所勤務 現場監督員及び補助員」を 「発電所の建設及びその調査作業に従事する職員」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県管電事業訓令第三号

局 本 庁 一 般  
春 米 発 電 建 設 事 務 所

鳥取県春米発電建設事務所処務規程（昭和三十四年六月鳥取県管電事業訓令第二号）は、昭和三十六年三月

三十一日限り廃止する。

昭和三十六年三月三十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定による昭和三十六年二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和三十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年二級建築士試験実施要領

第一 受験資格

昭和三十六年六月十七日までに次の各号の一に該当する者

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築に

関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

四 建築に関し、七年以上の実務の経験を有する者

備考 なお、外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材、工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については、二級建築士試験受験資格認定基準（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号）によつて個別に審査され、受験資格を認められることがあります。

第二 申込手続

一 申込期間

昭和三十六年四月十日から同年四月二十五日まで（郵送の場合は、この期間の消印のあるものに限りません。）

二 申込みの方法

(1) 申込関係用紙の請求先

県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所（以下「土木出張所」という。）

（郵送で請求する場合は、表に「二級建築士試験申込用紙請求」と朱書し、所要の郵便切手をはつたあて先明記の返信封筒を必ず同封してください。）

(2) 申込書類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出してください。

- (イ) 実務経歴書
- (ロ) 受験票
- (ハ) 証明書その他の書類

受験資格があることを証明する書類（これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類）又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

(イ) 写真（受験票にちよう付すること。）

申込前六月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦五、五センチメートル横四センチメートルのもの

(3) 受付

県建築課及び土木出張所で受付たときは、受験票に受験番号と係員の印を押して申込者に渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験の期日及び時間割

第一日 六月十七日（土曜日）

午後二時から午後三時三十分まで

建築施工

午後三時四十五分から午後五時十五分まで

建築法規

第二日 六月十八日（日曜日）

午前九時から午前十時三十分まで

建築構造

午前十時四十五分から午後零時十五分まで

建築計画

午後一時から午後五時三十分まで

建築設計製図

備考

(1) メートル法が採用されます。

(2) 建築設計製図の設計課題は、「補強コンクリートブロック造小規模建築」であります。

(3) 昭和三十三年以降の二級建築士試験に一科目以上の合格点を得てその科目の試験の免除を受けるものは、残りの科目試験だけを受けてください。

二 試験の場所

鳥取市立川町五丁目 鳥取県立鳥取工業高等学校

三 携行品

(1) 受験票

(2) 建築関係法令（解説を付したものを除く。）

(3) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル、三

○センチメートルの物指（T定規は禁止）コンパス、デバイダー

(4) 昼食

(5) 上ごうり

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、県建築課において公告し、試験の科目のうち、一科目以上の合格点を得たものには、その旨本人に通知します。発表の期日は、昭和三十六年八月下旬の予定です。

注意

(1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは、直ちに県建築課へ連絡してください。

(2) 詳細については、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、同法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）、同法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）を参照のうえ、不明の点は、県建築課又は土木出張所に問い合せてください。（通

信による場合は、所要の郵便切手をはったあて先明記の封筒又は葉書を同封のこと。）